

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

9

No.243 | Sep. 2021

相続のあれこれ

—
順番が違った
ばっかりに!

中小企業のための SDGs

〈社長の履歴書〉株式会社A Group 坂井一裕氏
〈税金のはなし〉中小企業は本当におトク? 〈優遇税制〉
〈オフィスレポート〉伊東事務所



中小企業ができる取り組み例をご紹介します!



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます

中小企業のための

特集

SDGs

長引くコロナ禍において、中小企業は売上拡大や事業承継など、様々な課題を抱えています。企業が継続し、発展していくためには、長期的な視点で社会のニーズに対応していくことが重要です。そこで注目を集めているのがSDGsです。「SDGsは大手企業が取り組むもの」と決めつけていませんか？それでは時代に乗り遅れてしまいます。中小企業が取り組むべきSDGsをご紹介します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsとは

SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)は2015年に国連サミットで採択されたもので、2030年までに達成を目指す国際目標です。貧困や飢餓、言論の自由やジェンダーなど、地球規模の問題を解決するために、17の目標とより具体的な169項目の達成基準を設定しています。

SDGsによる中小企業のメリット

SDGsに取り組むことによって、中小企業は新たなビジネスチャンスを獲得するだけでなく、企業イメージの向上といったブランディングの側面においてもメリットを得ることができます。

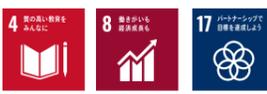
 <p>顧客とのリレーション強化</p> <p>「この会社は信頼できる」という印象を与え、顧客との良好な関係を構築します。</p>	 <p>事業機会の創出</p> <p>新たな事業の創出など、今までになかったイノベーションを生むことにつながります。</p>
 <p>従業員のモチベーション向上</p> <p>企業イメージや労働環境が向上することで、離職率が減少し、入社希望者が増加します。</p>	 <p>資金調達が有利に</p> <p>ESG投資※など金融機関からの資金調達が有利になります。※環境・社会・ガバナンスに配慮している企業を重視・選別して行なう投資</p>

社・本郷の取り組み

社・本郷 税理士法人は、2010年9月にエコ・ファースト※企業として認定され、「環境にやさしい経営」の普及活動、環境会計・環境税務の促進活動への取り組み目標を「エコ・ファーストの約束」として宣言しました。また、従業員の健康促進に積極的に取り組んだ「健康経営」を通じて、SDGsの実現に貢献しています。



※企業が環境大臣に対し、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策など、自らの環境保全に関する取り組みを約束する制度

<p>会計・税務を通じて「環境にやさしい経営」の普及活動を全面的に推進します。</p>	
<p>環境会計・環境税務の促進活動に取り組むことで、業界の発展に貢献します。</p>	
<p>自らの事業活動を見直し、環境負荷を低減することで「低炭素社会の構築」に向けて取り組みます。</p>	
<p>健康マネジメントを組織的に運営し「健康に働ける職場づくり」を行います。</p>	

自社にマッチした目標を見つけて取り組む

SDGsへの取り組みを難しく考えることはありません。事業の特徴や強みとしているところとSDGsを関連づけ目標を設定し、できることを決めていけばいいのです。まずは、得意としていることからトライしてみることをお勧めします。

17の目標から10個をピックアップして、中小企業ができる取り組み例をご紹介します。

取り組み事例



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

取り組み例

健康経営を導入し従業員の心身の健康促進を図る。



すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

取り組み例

地域の学校に対して自社の工場見学を受け入れる。



強靱（レジリエント）なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

取り組み例

伝統工芸に自社ならではのノウハウを組合せ新しい技術を開発。



都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱（レジリエント）かつ持続可能にする

取り組み例

リスクヘッジの観点から、生産工場を2ヶ所に設けBCP計画を策定する。



ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

取り組み例

テレワークを推進し、ライフスタイルに合った多様な働き方を実践する。



すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

取り組み例

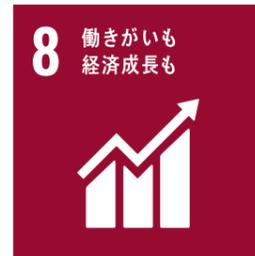
工場の屋根を太陽光パネルにし省エネ・創エネを実現する。



気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

取り組み例

社用車の代わりに自転車を導入し温室効果ガス削減を図る。



すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する

取り組み例

「記念日休暇」の導入など自社独自の休日を設定する。



海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

取り組み例

製品に使用しているプラスチック部分を削減する。



持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる

取り組み例

開発途上国からの資源調達を推進する。



社長の履歴書

18

President's
Resume

社長として

大切なのは

「働かない」こと。



辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、
ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、美容室の経営を行っている
株式会社A'Groupの代表取締役社長 坂井一裕さん。
経営者としての歩みの一端をご覧ください。

株式会社A'Group
代表取締役社長

坂井一裕氏



革新的な経営戦略

起業からわずか12年で、272店舗の美容室を展開し、グループ全体で年商100億円を実現している株式会社A'Group。その急成長の原動力となっているのは代表取締役社長の坂井一裕さんが行っている革新的な経営戦略です。業界の風雲児ともいえる坂井さんの経営スタイルは、自身が体験した美容業界の働き方への疑問から導き出されています。

多様な働き方を推進し、従業員に還元する

坂井さんがまず手をつけたのが美容師の雇用形態でした。もっと自由に働けるように、そして十分な報酬が得られるように、社員とは別に業務委託という働き方を取り入れました。業務委託とは、美容室という環境を提供しそ

ここで自由に働いてもらい、美容師の売上の一定比率を報酬として提供する雇用形態のことです。出社時間も休日も本人次第。多様な働き方ができるため、スキルの高い美容師が多く集まるようになり、集客力が高まるとともにサービス品質の向上を実現しました。

そして、通常美容室の経営ではまったく考えられないことですが、美容師の独立を推奨しています。美容業界では、お客様は美容室ではなく美容師につくとわれています。美容師の独立は、美容室にとってはお客様の減少につながるためあまり歓迎されません。ところが坂井さんの考え方は180度異なります。「美容師が独立を念頭に置くことでサービスが向上し、お客様の満足度が上がります。店舗の評判も向上するので、新規顧客の獲得もスムーズに行えます」。顧客を囲い込むのではなく回転させていくという、これまでにない新しい

発想を美容室経営に導入しました。マネジメントに関しては、徹底した「権限委譲」を行っています。口出しをせずに、仕事をどんどん部下に任せ、成果をそのまま報酬へと還元する。同社では全国のエリアごとにマネージャーがいますが、管理方法や人事はすべてマネージャーに任せ、坂井さんはノータッチです。「スタッフのやる気をいかに導き出すかがポイントです。大切なのは社長が働かないことです(笑)」。

さらなる拡大を目指す

「目標は、国内に1,000店舗、国外に200店舗、出店することです。コロナ禍のため、美容業界は元気がないのですが、その分困っている美容師もたくさんいます。その受け皿として美容業界を活気づけ、出店を拡大していきたいです」旧態依然とした美容業界に新たな風を吹き込む坂井さん。その勢いは増すばかり。今後のさらなる飛躍に大いに注目です。



BIOGRAPHY

- ・1979年 広島県出身
- ・2000年 関西美容専門学校卒業
- ・2008年 独立し美容室を開業
- ・2009年 株式会社A'Group設立 代表取締役社長に就任

株式会社A'Group

ゆったりと癒されるような居心地のよい店内環境とリーズナブルな価格設定で、日本全国に259店舗、海外に13店舗の美容室を展開。美容業界の変革をリードする先駆者として、業界の常識に臆することなく、理想とするサロン形態を開発・運営している。

<https://www.aube-hair-group.com/>
東京都港区南青山3-3-5
MINAMI AOYAMA A'BLDG 2F
TEL.03-5413-7197



労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

〔特定社会保険労務士 田中 宏二〕

育児・介護休業法改正により
「雇用環境整備措置」が義務付けられました

(令和3年6月9日公布)

【改正の趣旨】

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、男女ともに仕事と育児等を両立させるための雇用環境整備のための改正です。

1. 出生直後の時期における育児休業の枠組み

(公布日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日)

男性の育児休業取得促進のため、子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能な枠組みで、原則休業の2週間前までに申し出ることとし、分割取得できる回数は2回まで、労使協定による個別合意をした場合は休業中に就業することを可能とするものです。

2. 雇用環境整備および個別の周知・意向確認の措置の義務付け

(令和4年4月1日)

育児休業を取得しやすい雇用環境整備の措置で、研修・相談窓口設置等から選択し、制度等の周知・取得意向を確認するための措置を義務付け、面談での制度説明・書面等による制度の情報提供等を行うものです。

3. 育児休業の分割取得

(公布日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日)

育児休業(新制度除く)を分割して2回まで取得可能とし、1歳以降に延長する場合は育児休業開始日を柔軟化するものです。

4. 育児休業の取得状況公表の義務付け

(令和5年4月1日)

従業員1,000人超の企業を対象に、育児休業の取得状況(男性の育児休業等または育児目的休暇の取得率を予定)について公表を義務付けることとしました。

5. 有期雇用労働者の取得要件の緩和

(令和4年4月1日)

「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件について、無期雇用労働者と同様の取扱い(労使協定の締結により除外可)とするものです。

施行時期がそれぞれ異なりますが、従業員エンゲージメントを高めるための措置として、早めの対応が求められます。



今月のテーマ

中小企業は本当におトク？

～優遇税制～



最近、有名企業が資本金を1億円以下に減資したというニュースをテレビや新聞などで目にするかと思えます。

資本金を1億円以下に減資する理由は何でしょうか？

1つの理由として、税務上の中小企業となり、大企業だけに課される事業税の外形標準課税や繰越欠損金の控除制限がなくなるなど、コロナ禍で悪化した財務負担を減らすことが挙げられます。

他にも、中小企業の税務上の特典として、年間所得800万円以下の軽減税率、交際費の年間800万円までの損金算入、留保金課税の不適用などがあります。

辻・本郷チャンネルでは、月に2本、法人のオーナー様または経理・財務担当者様に向け、「法人」に関する気になる話題、決算作業等で注意すべき論点について投稿しておりますので是非ご視聴ください。



▶ 動画のポイント

- ① 中小企業と大企業の違い？
- ② 最近の改正
- ③ 今後の動向

動画でわかる！

税金のはなし

楮原 達也

法人ソリューショングループ
シニアパートナー
辻・本郷のYouTubeチャンネルを担当

今月のテーマの動画はこちらから！



関連動画も公開中！

▶ 中小企業における【株式交付制度】の活用法！

▶ 決算検討事項
～棚卸資産の在庫処分・廃棄～

辻・本郷 税理士法人
YouTubeチャンネルの
視聴・登録はコチラ



あ 相 気 ち
れ 続 に よ
こ の っ
れ の る と

木村信夫の

『順番が違ったばかりに!』

1 管理・支配・運用は大事なポイントです

生前に贈与した財産が相続財産になるかならないかは、それを誰が管理・支配・運用をしていたかで最終的に判断されます。

2 妻が管理・支配・運用をしていても…

妻が管理・支配・運用をしていても、それはご主人の財産であると認定された事案がありました。亡くなった被相続人甲は著名な国文学者でした。相続人は、後妻の乙と前妻の子供AとBの3人でした。甲名義の財産は自宅の不動産を入れても約1億3,000万円に対して、乙名義の財産は預金と有価証券を合わせて約2億4,000万円もありました。この金融資産に関する乙の贈与税の申告はありません。

乙とA・Bとの話し合いが調停でまとまり、A・Bはそれぞれ約5,800万円相当の財産を取得することが確定しましたが、その後に税務調査があり、この乙名義の2億4,000万円が甲の相続財産かどうか税務署と争いになり税務訴訟になりました。

相続税の計算では、取得するのは5,800万円でも全体の相続財産が多くなればなるほどその負担する相続税も大きくなります。つまり、全財産が1億3,000万円のうちの5,800万円の場合の相続税は約500万円(一人分)となり、全財産が3億7,000万円のうちの5,800万円の場合の相続税は約1,300万円(一人分)となります。その負担する相続税が約800万円も違ってくるのです。

A・Bは、税務署に対して「本調停でも乙は贈与でもらったと言っていたし、管理・支配・運用は乙がしていたと主張している。だから、乙名義の財産は贈与で乙のものになるので甲の相続財産ではない」と主張しました。

ですが裁判所は、乙名義の財産について乙が自ら管理運用をしていたと認定した上で「夫が自己の財産を妻名義の預金等の形態で保有するのも珍しいことではないというのが公知の事実であるから、それが妻名義であることの一事をもって妻の所有であると断じることにはできない」と判断しました。

3 調査が先で調停が後であれば…

民事の調停で乙と対峙したA・Bが、税務調査では後妻乙の贈与を税務署に主張するというかなり特殊なケースだと思われれます。

この場合、税務調査が先で、調停が後であれば、A・Bはもっと多くの相続財産を取得することができたと考えられます。



#19

生産性向上術

休暇・申請管理

トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。



相談者

前は、さまざまな打刻機器をご紹介しました。タイムカードをデジタル化できたら申請業務も一緒に簡単にしてしまいませんか？



えびちゃん

そうですね、例えば遅刻・早退届や有届もデジタル化させたいわね。勤怠締め日になると届出書が行方不明になったりして大変なのよ。



えびちゃん

そうですね。書面の場合は、申請・提出に時間がかかったり上司の承認に時間がかかったりしますが、デジタルに切り替えれば外出先でも申請・承認ができますし、申請がどこで止まっているのかも一目瞭然です。



相談者

社員の人もオフィスに戻らなくても済むわね。手間なく勤務実績と照合しながら承認できるし転記などの2度手間もなくなるわ。



えびちゃん

例えば下記のような届出書がデジタル化できますよ。

デジタル化申請一覧

- ◎打刻申請 ◎休暇申請 ◎残業申請 ◎直行、直帰申請
- ◎出張申請 ◎休日出勤申請 ◎代休申請 ◎振休申請 ◎外出申請
- ◎遅延申請 ◎遅刻/早退申請 ◎欠勤申請

勤怠の集計は時間との闘いです。システムに任せて回収時間・待ち時間を短縮させましょう! 詳しくは、顧問担当または、私までご連絡ください!

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 DX事業推進室 DXバックオフィス事業部 海老原(えびちゃん)まで ☐dx-backoffice@ht-tax.or.jp



社・本郷 税理士法人

オフィシャルレポート

Vol. 20 伊東事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第20回目となる今回は、伊東事務所からのレポートです。



伊東事務所は2010年に地元の会計事務所を承継する形で開設し、今年で11年目に突入しました。JR伊東駅から徒歩3分というビルの5階に位置し、事務所の一角がガラス張りとなっていて、広大な相模湾と伊東の街が見渡せる好環境な場所で日々業務にあたっています。スタッフは総勢10名で、40代を中心に穏やかな人が多く、落ち着いた雰囲気の中、とても働きやすい職場です。業務内容は法人・個人の税務顧問を中心に、相続に関するご相談も受けています。また事業承継やM&Aなど専門性の高い業

務についても専門部署と連携を図りながら対応できる体制を整えております。

伊東事務所では、スタッフ一人一人がお客様の発展と問題解決に向けて多角的にサポートさせていただき、常にお客様に寄り添う身近な存在であることを心掛けています。今後もお客様の要望に応えられるよう、自己研鑽に励んで行きたいと思っております。

伊豆・伊東にお越しの際は、ぜひ伊東事務所にご連絡ください。今回、掲載できなかったお勧めスポットをご紹介します！

伊東事務所長
高瀬 健司

2010年社・本郷 税理士法人入社。その後、他社での勤務を経て2017年再び社・本郷 税理士法人入社。現在は法人顧問・相続業務を担当。家族は妻と娘。長女は大学3年生、次女は高校2年生。一人暮らしをしている長女からの連絡が少ないことが最近の悩み。

あなたの考える伊東の魅力とは？

伊豆半島の東海岸に位置する伊東市は、市域の約半分が国立公園区域に指定され、温厚な気候と豊かな自然に恵まれた町です。首都圏からも好アクセスで、気軽にお出かけできる人気の温泉リゾート地です。

新鮮な食材に恵まれた伊東では、旬の料理を気軽に楽しむのも魅力の1つです。古くから温泉地として親しまれ、多くの絶景スポットから、足湯や手湯など気軽に温泉を楽しむ場所もたくさんあり、多くの人を魅了しています。

伊東事務所

〒414-0002
静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階
TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988



STAFF RECOMMEND



お客様から頂いたアルコール消毒台で徹底して新型コロナウイルス感染症予防対策を行っています。(古屋)



事務所から海まで徒歩2分。夏は海水浴と花火で賑わいます。(細田)



道の駅、伊東マリンタウン。土産物店、日帰り温泉・遊覧船・足湯などがあります。(土屋)



昭和3年に温泉施設として開業した東海館。現在は文化施設として、開放されています。(松浦)



伊東の特産物である干物。潮風を浴びて天日干しされているので、旨味成分が引き出されています。(山田)



伊豆ジオパークを代表する景観の一つ城ヶ崎海岸。約四千年前の火山活動によって形成されました。(鈴木)

Tsui Hongo News

辻・本郷オンラインセミナー

◎お問い合わせ:メール consuldiv@ht-tax.or.jp 電話 0120-730-706

※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。予めご了承ください。 <https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc2/>

セミナー一覧・お申し込み



『安積が解説 申請開始直前!インボイス制度導入の実務ポイント』

参加費:¥5,000

【視聴可能期間】2021年9月2日(木) 11:30~9月8日(水) 23:59 (講演時間 約90分)

◎講師:辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

『DXセミナー(超入門編)【第一回】DXに切り込む』

参加費無料

【視聴可能期間】2021年9月16日(木) 11:30~10月29日(金) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師:辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 DX事業推進室 DXバックオフィス事業部 海老原 章洋
辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 DX事業推進室 DXバックオフィス事業部 鬼澤 英

『本から学ぶ 会社の実態を見極める!法人税申告書のチェックポイント』

参加費:¥5,000

【視聴可能期間】2021年9月28日(火) 11:30~10月4日(月) 17:00 (講演時間 約90分)

◎講師:CSアカウンティング株式会社 代表取締役 公認会計士 税理士 中尾 篤史

※テキストとして書籍『瞬殺!法人税申告書の見方~ここだけ見ておけば大丈夫!~』を贈呈いたします。

相続セミナー

参加費無料

お申し込み・お問い合わせは各事務所まで

※ご来場いただく会場セミナーとなります。

◎各会場時間共通:セミナー 14:00~/相談会 15:00~

『夫が妻のために支払った介護施設入居一時金は非課税か~高齢化社会の相続税を考える~』

新潟 | 9月14日(火) ◎講師:辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 山口 拓也
◎会場:新潟日報メディアシップ ナレッジルームA ◎詳細:新潟事務所 025-255-5022

『あなたの知らない相続税調査の世界(座談会)』

札幌 | 9月22日(水) ◎講師:辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫 他
◎会場:かでの2・7 510会議室 ◎詳細:札幌事務所 011-272-1031

『事業承継セミナー 企業の相続~円滑な事業承継~』

静岡 | 9月29日(水) ◎講師:辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 松浦 真義
辻・本郷 税理士法人 静岡事務所 所長 税理士 村崎 一貴
◎会場:静岡商工会議所 静岡事務所 401号 ◎詳細:静岡事務所 050-3612-3344

新刊書籍



税金対策提案シート集 2021年度版

著者:辻・本郷 税理士法人
発行:銀行研修社
発行日:2021/7/20
定価:2,750円(税込)



相続税務・法務相談シート集 2021年度版

著者:辻・本郷 税理士法人
発行:銀行研修社
発行日:2021/7/20
定価:2,530円(税込)

書籍一覧



<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc1/>

2022年1月改正

辻・本郷 税理士法人 / 辻・本郷 ITコンサルティング 主催

電子帳簿保存法セミナー

第一回

今知っておくべき! 電帳法のキホン

【講演時間】
約50分

- ・もう間もなく!電子取引の電子保存が義務化
- ・電子帳簿保存法見直しのポイント
- ・これだけは押さえておきたい電帳法対応

視聴可能期間

2021年 9月21日(火) 11:30
~ 11月30日(火) 17:00

第二回

会計ソフトベンダーに聞く! システム選定のポイント

視聴可能期間

2021年 10月19日(火) 11:30
~ 11月30日(火) 17:00

お申し込み期限

【第一回】2021年9月17日(金) 17:00

【第二回】2021年10月18日(月) 17:00

無料
Web
セミナー

2022年の電子帳簿保存法改正により電子化の要件が大きく緩和される一方で、電子取引の電子保存が義務化されます。企業が対応すべき事項は想像以上に多く、早急な対応策が必要となります。本セミナーでは、電帳法の基本からシステム選定のポイントまで、わかりやすくお伝えします。

講師



税理士 菊池 典明 (きくち のりあき) 辻・本郷 税理士法人 DX事業推進室

2014年税理士登録。2012年に辻・本郷 税理士法人 大阪支部に入社。株式会社のほか医療法人、社会福祉法人、公益法人等の税務・会計に関する業務を中心に、法人の事業承継や個人の相続コンサルティングを担当。2015年より経営企画室に所属し、クライアントのクラウド会計の導入やDXの推進などにも携わる。2021年より現職。

【第一回】詳細・お申し込み

<https://www.ht-tax.or.jp/seminar/210921/>



【第二回】詳細・お申し込み

<https://www.ht-tax.or.jp/seminar/211019/>



札幌事務所

〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階
TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032

青森事務所

〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階
TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781

八戸事務所

〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5
TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160

秋田事務所

〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34
TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944

久慈事務所

〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階
TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330

盛岡事務所

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央ビル5階
TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866

遠野事務所

〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16 地割31-8
TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317

一関事務所

〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29 一関中央ビル2階
TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665

仙台事務所

〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階
TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742

福島事務所

〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階
TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178

郡山事務所

〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階
TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882

いわき事務所

〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階
TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801

新潟事務所

〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階
TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177

上越事務所

〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8
TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187

宇都宮事務所

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10 宇都宮駅前ビル6階
TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771

水戸事務所

〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7
TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094

高崎事務所

〒370-0841 群馬県高崎市栄町3-23 高崎タワー21 2階
TEL.027-310-5650 FAX.027-310-5651

熊谷事務所

〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階
TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072

大宮事務所

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階
TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212

越谷事務所

〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドビル雅II 202号
TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752

川口事務所

〒332-0017 埼玉県川口市栄町3-10-3 みどりビルディング4階
TEL.050-3612-3341

所沢事務所

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビルディング5階
TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951

柏事務所

〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階
TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802

千葉事務所

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル7階
TEL.043-227-7610 FAX.043-227-7611

船橋事務所

〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE6階
TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108

亀戸事務所

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10 コクブ亀戸ビル3階
TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665

北千住事務所

〒120-0036 東京都足立区千住仲町40-11 朝日生命北千住ビル7階
TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031

秋葉原事務所

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19 新秋葉原ビル6階
TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819

東京事務所

〒100-6920 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング20階
TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208

神田事務所

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階
TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058

蒲田事務所

〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-44-7 西蒲田T.Oビル5階
TEL.050-3612-3342

池袋事務所

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階
TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492

新宿センタービル事務所

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階
TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550

新宿ミライナタワー事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
TEL.03-5323-3301 FAX.03-5323-3302

新宿HR事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階
TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階
TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546

渋谷事務所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー31階
TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762

練馬事務所

〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー豊玉2階
TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427

吉祥寺事務所

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階
TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516

立川事務所

〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階
TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842

府中事務所

〒183-0023 東京都府中市宮町2-15-13 第15三ツ木ビル3階
TEL.050-3612-3340

町田事務所

〒194-0021 東京都町田市中町1-1-16 東京建物町田ビル9階
TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921

横浜事務所

〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階
TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558

横浜スカイビル事務所

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島2-19-12 スカイビル24階
TEL.045-450-1220 FAX.045-450-1221

センター南事務所

〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央17-26 ビクトリアセンター南2階
TEL.045-947-0570 FAX.045-947-0577

大和事務所

〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650

湘南事務所

〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階
TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032

小田原事務所

〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階
TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101

甲府事務所

〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008

甲府中央事務所

〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578

大月事務所

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津42-4
TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905

長野事務所

〒380-0921 長野県長野市栗田1000-1 長栄長野東口ビル6階
TEL.026-291-6066 FAX.026-291-6067

静岡事務所

〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町11-30 エクセルワード静岡ビル13階
TEL.050-3612-3344 FAX.050-3737-1087

伊東事務所

〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階
TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988

豊橋事務所

〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60 豊橋イーストビル6階
TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002

名古屋事務所

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階
TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713

四日市事務所

〒510-0072 三重県四日市市丸の城町7-7 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988

京都事務所

〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町79番地 ヤサカ四条丸ビル6階
TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539

関西事務所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル6階
TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876

神戸事務所

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階
TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120

岡山事務所

〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階
TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556

広島事務所

〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル5階
TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221

長門事務所

〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210 TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020

北九州事務所

〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階
TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761

福岡事務所

〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階
TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381

久留米事務所【開設】

〒830-0017 福岡県久留米市吉町18-13 TEL.0942-33-3697 FAX.0942-39-5446

大分事務所

〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階
TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006

熊本事務所

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階
TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016

延岡事務所

〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル)
TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789

鹿児島事務所

〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階
TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181

沖縄事務所

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル1階
TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

